

令和3年4月以降の毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード等について

毛呂山町訪問型・通所型サービスのサービスコードについて

サービス名	サービスコード 平成30年4月1日から	サービスコード 令和3年4月1日から
訪問型サービス	A2	A2
通所型サービス	A6	A6

ア 訪問型サービスの基本報酬

サービス内容	対象	回数等	現行（～令和3年3月）	改定後（令和3年4月～）
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1,168 単位/月	1,176 単位/月
訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	2,335 単位/月	2,349 単位/月
訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	3,704 単位/月	3,727 単位/月

イ 訪問型サービスの指定報酬単価（7級地 10.21円/単位で計算）

項目		訪問型サービス（A2）
月額定額制 （週1回程度）	単位	1,176 単位
	単価	12,006 円
月額定額制 （週2回程度）	単位	2,349 単位
	単価	23,983 円
月額定額制 （週2回を超える程度）	単位	3,727 単位
	単価	38,052 円

加算について	<p>加算要件、単位等は R3.4～の国の規定に準じる。</p> <p>ただし、本町では事業所評価加算は行わない。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬所定単位数に1/1000に相当する単位数を上乗せして算定する。</p>
--------	--

ウ 通所型サービスの基本報酬

事業対象者については、週1回程度の通所を基本とし、月額報酬とします。

サービス内容	対象	回数等	現行（～令和3年3月）	改定後（令和3年4月～）
通所型サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1,647 単位/月	1,672 単位/月
通所型サービス2	要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	3,377 単位/月	3,428 単位/月

エ 通所型サービスの指定報酬単価（7級地 10.14 円/単位で計算）

項目			現行相当通所型サービス（A6）
月額定額制 （週1回）	事業対象者 要支援1	単位	1,672 単位
		単価	16,954 円
月額定額制 （週2回）	要支援2	単位	3,428 単位
		単価	34,759 円
加算について			<p>加算要件、単位等は R3.4～の国の規定に準じる。</p> <p>ただし、本町では事業所評価加算は行わない。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬所定単位数に1/1000に相当する単位数を上乗せして算定する。</p>

オ 利用者負担

引き続き、介護給付の利用者負担割合（1割～3割）と同じとします。「事業対象者」においても負担割合証が発行されます。
また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等も引き続き実施します。

カ 利用限度額

- 要支援1・事業対象者 : 5,032 単位
- 要支援2 : 10,531 単位

キ 介護予防ケアマネジメント

【介護予防ケアマネジメントの概要】 地区区分単価 : 10.21 円

サービス類型	対象者	委託	現行（～令和3年3月）	改定後（令和3年4月～）	サービスコード
介護予防ケアマネジメントA	要支援者	可	430 単位/月 + 初回加算 300 単位	438 単位/月	AF
	事業対象者	初回は不可			
加算について			加算要件、単位等は R3.4～の国の規定に準じる。 ※新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬所定単位数に1/1000に相当する単位数を上乗せして算定する。		

問合せ

◎毛呂山町高齢者支援課 代表 049-295-2112

○総合事業制度全般に関すること

地域支援事業係 内線 129

○総合事業の利用、決定及び事業所指定等に関すること

介護保険係 内線 121